



水産業における人権デュー・デリジェンスの取り組み状況に関するアンケート

基本情報

- 企業名: 株式会社豊群インターナショナル
- 回答日: 2025年6月23日

-
1. 貴社は、本アンケート送付時点で、マグロ漁船に従事する移住労働者の人権問題(強制労働・労働環境・賃金問題など)について把握していますか。把握している場合には、その課題についてご回答ください。

把握している。2020年にレポートがリリースされた中国船LONG XINGのケース等、船内の労働環境および船員斡旋会社による漁船員からの搾取等の問題。

2. 貴社における指導原則の実施方法・体制について

(1) 貴社は、水産業における人権侵害(強制労働・奴隷労働・賃金問題など)を予防・軽減するために、具体的にどのような措置を実施していますか。以下の各分野についてご回答ください。

- 1 人権方針の策定

実施している(親会社によるグループ方針)

- 2 水産物に特化した調達方針

同上

- 3 人権デュー・デリジェンスのプロセスおよび体制構築

実施している(取引先の実施するDDへの協力・同行)

- 4 対話・救済手続(グリーバンスメカニズム)のプロセスおよび体制構築

同上

- 5 その他関連する取り組み

3. 水産物の調達方針およびトレーサビリティについて

(1) 貴社は、水産物のサプライヤーをどこまで把握していますか(一次、二次、三次、およびそれ以降など)。サプライヤーリストを公開されている場合は、公開先をご記入ください。

二次以降は存在しない(サプライヤーリストは業界慣習により非公開)



- (2) マグロの調達先の漁船の旗国を把握していますか。把握している場合、どの国の漁船ですか。下記のうち、該当する選択肢を回答するか、選択肢にない場合には国名をご記入ください。

日本 ・ 韓国 ・ 台湾 ・ その他:()

日本・台湾・中国・セイシェル・バヌアツ・オマーン

- (3) 水産物のサプライチェーンについて、調査やモニタリングをどのように実施していますか(基準や手順等)。その基準およびプロセスについてご回答ください。また、マグロの調達に特化した基準およびプロセスがある場合には、併せてご回答ください。

取引先による船主訪問に同行(年数回)

- (4) 貴社の水産物の調達方針に、強制労働の禁止および撤廃に関して明記しているかご回答ください。また、マグロに特化した調達基準がある場合には、当該方針に強制労働の禁止および撤廃について明記しているかご回答ください。

明記している

- (5) 強制労働の禁止や撤廃に関する取り組み状況について、水産物、特にマグロの調達先の選定・評価基準として確認していますか。

調達先の選定は親会社による

- (6) 水産物、特にマグロに関する調達方針に関して、時限的な目標や導入している認証制度があればご記入ください。

親会社による

4. 人権デュー・デリジェンスの実施状況について

- (1) 人権デュー・デリジェンスの実施にあたり、国際条約や枠組み、そのほか遵守している基準をご回答ください。

人権デュー・デリジェンスは取引先による

- (2) 人権デュー・デリジェンスのプロセスとして①人権リスク評価を実施し、②特定された人権リスクの防止や軽減のための施策を講じ、③その実施状況および結果の追跡調査を実施し、④それら一連の取り組みを開示していますか。具体的な頻度や取り組み内容も含めてご回答ください。報告書として開示されている場合には、開示先をご回答ください。

1 人権リスク評価

2 特定された人権リスクの防止や軽減のための施策の実施

3 実施状況および結果の追跡調査の実施



4 一連の取り組みの開示

(3) 上記(2)に関連して、公開方法に関してステークホルダーにとってのアクセシビリティ(言語面など)についてどのように考慮していますか。

(4) 人権デュー・デリジェンスのプロセスにおいて、サプライチェーン上の労働者(漁船の乗組員を含む)に対する職務上の安全・衛生管理に関する方針や対策の有無・内容について確認していますか。確認している場合は、その具体的内容(確認時期・確認結果を含む)をご回答ください。

(5) 貴社のサプライチェーン上の漁船乗組員には移住労働者が含まれていますか。

含まれている ・ 含まれていない ・ 確認できていない

(6) (5)について、移住労働者が含まれていることを確認している場合、移住労働者の乗組員に対する賃金の未払いや長時間労働、船上の劣悪な生活環境などの人権リスクについて調査し、状況を把握していますか。把握されている場合、その詳細をご回答ください。

当社としては調査を行っていない

5. 対話・救済手続(グリーバンスメカニズム)の実施状況について

(1) マグロ漁を含む水産業に従事する船上の労働者がアクセスすることのできるグリーバンスメカニズムを設置していますか。設置している場合、本アンケート回答時までの実施状況(相談件数、相談内容、相談に対する対応内容等)をご回答ください。

当社としては設置していない

(2) グリーバンスメカニズムについて、どのようにステークホルダーへ周知していますか。特に漁船上の乗組員に対する周知方法についてもご回答ください。公表していない場合には、その理由をご回答ください。

6. ステークホルダーエンゲージメントなどについて

(1) 水産業およびマグロの人権問題に関して、これまで実施した、労働組合、NGO、サプライヤーといったステークホルダーとのエンゲージメントについて、①その実施時期、②エンゲージメント先、③内容(頻度、テーマ、経営への反映など)についてご回答ください。回答欄が足りない場合には追加ください。



実施時期	エンゲージメント先	テーマ・頻度・経営への反映など
2024年7月	FCF(親会社/仕入先)、東洋冷蔵(販売先)	FIPに関する情報共有、今後の協業について(FCF主催)
2025年3月	マグロ漁船、東洋冷蔵、FCF	漁船内労働環境に関するモニタリング調査・船員ヒアリング(東洋冷蔵主催)

- (2) 労働組合、NGO、専門家、企業などが加入している水産業の人権をテーマとするネットワークやプラットフォームに参画していますか。参画している場合、①その名称②そこで得た知識や情報を社内でどのように適用しているのか、ご回答ください。

参画していない

- (3) 該当する場合、特に消費者に対し、貴社商品やキャンペーンを通した水産業の強制労働に関する啓発活動や情報発信を実施していますか。

7. 水産業の強制労働防止・撤廃に向けた取り組みについて

NGOや労働組合など漁船上の労働者を支援する団体と、労働者のエンパワーメント向上や漁船のデジタル化促進によるサプライチェーンのトレーサビリティ強化の取り組みなどについて、連携している場合にはその詳細をご回答ください。

8. 貴社における困難・弊害について

水産業界における人権状況を改善し、持続可能なマグロを含む水産業の調達を実現する上でどのような 困難・弊害(法令の欠如、技術不足、産業界での協力体制など)があるか、ご回答ください。

漁船と直接的・物理的接点が無い市場国からの対応には限界がある。一義的には旗国もしくはRFMOが責任をもって対応すべきと思う。



9. 人権デュー・デリジェンスの義務化について

日本政府に対して、人権デュー・デリジェンスを義務化する法律の制定を求めますか。その理由も併せてご記載ください。

国内法の制定ではなく、まずは旗国またはRFMOIに対して責任ある対応を求めて欲しい。理由は上述の通り。

10. 上記の回答以外に補足などがあればご記入ください。

啓蒙は重要で意味のある事と思うが、状況の改善には、漁撈の現場に近く漁業者に影響力を及ぼす事のできる者・機関が対処すべきではないかと思う。

アンケート締め切り

ご回答は、**2025年6月25日**までにご提出ください。ご協力いただきありがとうございました。